

自動車事故対策費補助金交付要綱実施要領

(自動車事故救急法普及事業)

この要領は、自動車事故対策費補助金のうち、自動車事故救急法普及事業に係る補助金の交付に関して、自動車事故対策費補助金交付要綱の実施細目を定めるものである。

(自動車事故対策費補助金交付申請書)

1. 自動車事故対策費補助金交付申請書の記載事項等は、次のとおりとする。
 - (1) 「補助対象事業の種別」の欄には、「自動車事故救急法普及事業」と記入すること。
 - (2) 「補助対象事業の内容」の欄には、「別紙1 平成 年度自動車事故救急法普及事業計画書のとおり」と記入し、別紙1に必要事項を記入して添付すること。
 - (3) 「補助対象経費」の欄には、「別紙2 平成 年度自動車事故救急法普及事業経費所要額調書のとおり」と記入し、別紙2に必要事項を記入して添付すること。
 - (4) 「添付書類(4) その他補助金の交付に関して参考となる書類」には、以下の①から⑥までの書類を添付すること(様式自由)。
 - ① 定款、寄附行為又はその他同種の規約等
 - ② 組織構成・体制がわかる書類(会員名簿、事務所数、構成員数等)
 - ③ 直近の収支予算書、決算書及び事業報告書
 - ④ 主たる事務所がわかる書類(会社登記簿等)
 - ⑤ 当該補助対象事業終了後に、その事業の成果・効果等の報告を行うことの確約書
 - ⑥ 別紙において添付することを定めている書類等

(補助対象事業実績報告書)

2. 補助対象事業実績報告書の記載事項等は、次のとおりとする。
 - (1) 「補助対象経費」の欄には、「別紙1 平成 年度自動車事故救急法普及事業経費報告書のとおり」と記入し、別紙1に必要事項を記入して添付すること。
 - (2) 「完了した補助対象事業の概要」の欄には、「別紙2 平成 年度自

動車事故救急法普及事業実績報告書のとおり」と記入し、別紙2に必要な事項を記入して添付すること。

(3)「その他参考となる事項」には、以下の①から③までの書類を添付すること（様式自由）。

- ① 当該補助対象事業の実施における成果・効果等を明らかにした報告書（当該報告書を実績報告書に添付することが困難な場合には、補助対象事業終了後1ヶ月以内の日までに提出することの確約書を添付すること。）
- ② 別紙において添付することを定めている書類等
- ③ 上記①及び②の書類の他に、別途提出を求められた書類等